

【国保】

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求めるられており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

J-50 リドカイン塩酸塩【ゼリー】(摘便時等)の算定について

《令和7年5月29日新規》

○ 取扱い

- 1 次の場合のリドカイン塩酸塩【ゼリー】(キシロカインゼリー等)の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肛門疾患(痔核・痔瘻・裂肛)がある J022-2 摘便時
 - (2) J032 肛門拡張法(徒手又はブジーによるもの)時
 - (3) J034 イレウス用ロングチューブ挿入法
 - (4) J037 痢核嵌頓整復法(脱肛を含む。)時
 - (5) 導尿もしくはカテーテル設置と同時にを行う J060 膀胱洗浄時
 - (6) J063 留置カテーテル設置時
 - (7) J064 導尿(尿道拡張を要するもの)時
 - (8) 栄養カテーテル・胃管カテーテル・胃瘻カテーテルの挿入又は交換時
 - (9) D311-2 肛門鏡検査又は直腸診時
 - (10) D413 前立腺針生検法時
 - (11) E003 造影剤注入手技「6」腔内注入及び穿刺注入 イ 注腸時
- 2 次の場合のリドカイン塩酸塩【ゼリー】(キシロカインゼリー等)の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肛門疾患(痔核・痔瘻・裂肛)がない J121 滋養浣腸時
 - (2) 痢核に対する外用処方時

○ 取扱いの根拠

キシロカインゼリーは表面麻酔剤で、添付文書の作用機序に、リドカイン塩酸塩は「神経膜のナトリウムチャネルをブロックし、神経における活動電位の伝導を可逆的に抑制し、知覚神経及び運動神経を遮断する」旨記載されている。

上記1の場合、強い疼痛を伴うことから、その緩和のための当該医薬品の使用は有用である。

一方、滋養浣腸は腸壁から栄養液を吸収させる目的で経肛門的に注入する処置であるが、肛門疾患(痔核・痔瘻・裂肛)がない当該浣腸時や、痔核に対する外用薬(軟膏や坐剤等)処方時は、単なる潤滑目的の使用であ

り、また、比較的疼痛が軽いことから、その臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、リドカイン塩酸塩【ゼリー】(キシロカインゼリー等)について、上記1の場合の算定は原則として認められる、上記2の場合の算定は原則として認められないと判断した。